

「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略(仮称)(案)」に対する意見の募集について

平成 31 年 4 月 25 日
内閣官房副長官補室
環境省地球環境局総務課低炭素社会推進室
経済産業省産業技術環境局環境政策課環境経済室

気候変動問題という喫緊の課題に対して、世界全体で今世紀後半の温室効果ガスの排出と吸収の均衡に向けた取組が加速する中で、パリ協定においては、長期的な温室効果ガスの低排出型の発展のための戦略(以下「長期戦略」という。)を策定、通報することが招請されています。このため、政府は、パリ協定長期成長戦略懇談会(パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略策定に向けた懇談会)提言を踏まえ、この度、パリ協定に基づく我が国の長期戦略の案をとりまとめました。

同戦略(案)について、広く国民の皆様からの御意見を募集したいと思っておりますので、以下の意見募集要領に沿ってご提出いただきますようお願いいたします。

募集期間終了後、御意見の概要とそれについての考え方をとりまとめた上で公表する予定です(頂いた御意見に対する個別の回答はいたしかねることもあるので、御了承願います。)

【意見募集要領】

1. 意見募集対象

【資料】「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略(仮称)(案)」

2. 資料入手方法

- (1) 電子政府の総合窓口(e-Gov)における掲載
- (2) 内閣官房及び環境省のホームページにおける掲載
- (3) 環境省地球環境局総務課低炭素社会推進室にて配布

3. 意見募集期間

平成 31 年(2019 年)4 月 25 日(木)～令和元年(2019 年)5 月 16 日(木) 必着

4. 意見提出先・提出方法

下記のいずれかの方法で、日本語にて御意見を送付してください。また、下記以外の方法(電話等)による御意見の提出には対応しかねますので、あらかじめ御了承ください。

(注意事項)

- ・御提出いただきました御意見については、氏名、住所、電話番号等個人情報に関する事項を除き、全て公開される可能性があることを予め御了承願います。なお、氏名、住所及び電話番号については、御意見の内容に不明な点があった場合の連絡以外の用途では使用いたしません。
- ・皆様から頂いた御意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承願います。

(1) 電子政府の総合窓口(e-Gov)の意見提出フォームを利用する場合

e-Gov(<http://search.e-gov.go.jp/servlet/Public>)の「パブリックコメント:意見募集中案件詳細」画面の「意見提出フォームへ」のボタンをクリックし、意見提出フォームから以下の項目を御記入の上、御提出ください。

<電子政府の総合窓口(e-Gov)を利用する場合の記入項目>

- [1] 氏名(法人・団体の場合は、法人・団体名、意見提出者の氏名)
- [2] 連絡先(郵便番号、住所、連絡先電話番号、電子メールアドレス)
- [3] 意見の該当箇所

どの部分についての御意見が分かるよう、「提出意見」欄に該当箇所を明記してください。

(例)○ページ○行目、第○章第○節○。(○)など

- [4] 御意見の概要

御意見が100字を超える場合は、御意見の概要(100字以内)も併せて「提出意見」欄に御記入ください。

- [5] 御意見及び理由

パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略(仮称)(案)に対する御意見及びその理由を「提出意見」欄に記入してください。

(2) 郵送又はFAXの場合

別紙の様式(A4用紙)をダウンロードし、その様式に沿って御意見等を御記入の上、以下の宛先まで送付ください。なお、郵送の場合には封筒に赤字で、FAXの場合は冒頭に題名として、それぞれ「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略(仮称)(案)に関する意見」と記載してください。

(提出先)

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2

環境省地球環境局総務課低炭素社会推進室

パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略(仮称)(案)に対する意見募集担当宛て

FAX:03-3581-3348

5. 関連情報

パリ協定長期成長戦略懇談会の資料は、首相官邸ホームページの特設ページに掲載されております。

○パリ協定長期成長戦略懇談会

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/parikyoutei/>

6. 留意事項

以下に該当する場合など、いただいた御意見の内容によっては受付の対象外とさせていただきますので、あらかじめ御了承ください。

- ・御意見の内容がパリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略(仮称)(案)と無関係な場合
- ・御意見の中に、特定の個人・法人等が識別され得る情報がある場合
- ・個人・法人・事業等の権利利益を害するおそれがある場合
- ・個人・法人・事業等の誹謗中傷に該当する場合
- ・事業・ホームページ・思想等の宣伝・広告に該当する場合
- ・記載された情報が虚偽であると判明した場合